

（基準の特例）

第34条の6 第34条の2から第34条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長が住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度にとどめることができると認めるときにおいては、適用しない。

※ 改正経過：追加〔平成17年条例第51号〕

【趣旨】

本条は、住警器等の設置及び維持に関する基準の特例について定めたものである。

【解説】

- 1 本条は、消防長が住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災による被害を最小限にとどめることができると認めるときは、第34条の2から第34条の4までの条例の基準を適用しないこととしている。
- 2 消防長が判断する際には、物的な代替措置又は具体的な環境条件（周囲の状況）が存在し、住宅における火災発生及び延焼の可能性が著しく少なく、かつ火災被害の発生を最小限度に止めることが可能となる必要があるとされる。例えば、消防法令が想定していないような高性能を有する特殊な警報器や避難器具等が設置されている場合には、住警器等の設置を免除することが考えられる。
- 3 「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律」（平成16年法律第65号）による改正後の法第9条の2第1項に規定する住宅用防災機器の設置及び維持に係る質疑応答に関する国からの通知（平成17年3月31日付け消防安第65号通知）では、以下のような場合に本条の規定を適用して差し支えないとしている。
 - (1) 既存住宅に、条例の適用期日より前からホームセキュリティシステムが設置されており、それが「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」で定める技術上の規格に適合していないものである場合、次の全ての要件を満たすものを設置している場合は、特例の規定を適用して差し支えない。
 - ア 火災感知及び警報機能に係る感知部は、法第21条の2第2項の技術上の規格に適合する感知器又は「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」第6条若しくは第7条に定める感度を有する機器を用いていること。
 - イ 警報機能を有する機器は、火災警報器の音圧が、70デシベル以上（警報部の中心から前方1メートル離れた地点で測定した値）であり、かつ、政令第5条の7第1項第1号に定める住宅の部分に存する階に、住宅の内部にいる者に対して、有効に火災の発生を報知できるように設置されていること。
 - ウ アの感知器等の発報と連動して、当該階の警報を発する機器（住宅用防災警報器、補助警報装置等）が鳴動すること。
 - (2) 既存住宅に住宅用スプリンクラー設備（水道の給水管に直結するものを含む。）が設置されている場合、当該設備が「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドラインについて」（平成3年3月25日付け消防予第53号通知）に定める基準に適合するもの又はこれと同等以上の機能を有する場合、当該設備の有効範囲内の住宅の部分については、特例の規定を適用して差し支えない。
 - (3) 階段が吹き抜け階段で、条例の設置基準に従い設置できない場合又は設置が困難な場合は、特例の規定を適用し、当該階段に流入した火災の煙を有効に感知できる位置に設置して差し支えない。
 - (4) 既存住宅に設置されている住宅用火災警報器又は住宅用自動火災報知設備の感知器が、条例に

【第34条の6（基準の特例）】

定める壁等からの離隔距離が確保されていない場合、当該警報器又は感知器が、容易に移設できない等当該場所に設置することがやむを得ないと認められる場合であつて、かつ、火災の発生を有効に感知し及び報知できる位置に設置されている場合は、特例の規定を適用して差し支えない。